

○茂木委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 これから三十五分間、薬害肝炎について舩添大臣に質問をさせていただきます。

まず冒頭、非常に残念なことです。田辺三菱製薬からの告知の結果、十一名の方が、リストの患者の方が既にお亡くなりになっていたということが判明をいたしました。その方々に関して、心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

まず最初に、きょう、与党が肝炎対策基本法案を衆議院に提出されるということをお聞きしました。非常に歓迎をいたしております。

それで、きょう配付した七ページに、与党案と民主党案の比較の表をつくらせていただきました。法案のみならず、舩添大臣がテレビでも御説明になっている、一般肝炎患者に対するインターフェロン治療への医療費助成、薬害肝炎患者ではなくて一般対策であります、その比較であります。

簡単に言いますと、低所得、二五%の方は、民主党案では無料、与党案では一万円。そして、一番違うのが、四百五十万円から九百万円という中所得者の階級では、民主党案では一万円、インターフェロン治療が与党案では三万円というふうになっております。

本当でしたら、これは生活保障までしないと、インターフェロン治療をやれば仕事ができなくなるという方も多いわけでありまして、そういう意味では、私たちは、この額でも高過ぎると思っているぐらいであります。このことはまたきっちり法案審議のときに議論をしたいと思っております。これが一番目の違い。

二番目の違いは、与党の考え方は、四月一日からインターフェロン治療をスタートということですが、私たちは、法案成立後速やかに、できれば来年一月一日からと、三カ月早いことを考えております。

なぜならば、今、相談ダイヤルにもう電話が殺到しておりますが、法案が成立したらインターフェロン治療をしたい、それまでは、お金がないから待っている、でも、お医者さんからは一刻も早くインターフェロン治療をなさいと言われている患者さんからの悲鳴に似た電話が今殺到しております。そういう意味では、三カ月おくれれば一万人の方が亡くなられるということですから、私たち民主党としては、できるだけ早くということをおもっています。

最後に、民主党の法案には、国の責めに負う患者の方もおられるということで、国の責任を明記しておりますが、与党の基本法案には国の責任が入っておりません。これは、今、薬害肝炎訴訟がこれだけ大きな深刻な問題になっていることから考えても、やはり国の責任というのは当然明記すべきだと思っております。

しかし、これはこれから国会で審議することですので、ぜひとも、きょう提出をいただいて、一日も早くこの衆議院の厚生労働委員会で与党案を審議、また参議院の方では民主党案を審議して、協議という話もありますが、もちろん、最終的にはそういうこともあろうかとは思いますが、まずは国民に見える形で、最初から水面下ですずっとやっていたら、何が議論になっているのかわかりませんから、正々堂々と国会審議をして、与党案のいいところ、民主党案のいいところをぶつけ合いたいというふうに思っております。

それでは、まず質問をさせていただきます。

残念ながら、十一名の方がお亡くなりになっているということが発覚をいたしました。そこで、この御遺族の方にまだ告知がされていないんですね、リストの中に入っていましたよという。やはり御遺族の方にも、リストの中に入っていたという告知をすべきだというふうに思いますが、舩添大臣、いかがでしょうか。

○舩添国務大臣 まず、そのリストを見まして、私は、とにかく一刻も早く告知をしてくださいと。それは、今生きておられて、そのことも知らない、一刻も早く検診を受けて、それで治療を受ければ命が助かるわけですから、それを最重点の課題としてやりました。

ですから、実を言うと、亡くなった方を前提にしてやっていなかったものですから、しかも、山井委員がおつけくださいましたこの資料がございます。十一月十二日に私のところにこれは送ってきましたから、すぐ国民の皆さんに公表しました。

この中に死亡の事例が全くないんです。それで、そういう例があるかないかというよりも、とにかく今生きて

いる方に一刻も早く知らせたい、それが前提だったものですから、実は私もそこまで考えが、本当に申しわけないことですが、亡くなった方まで及ばなかった。

ただ、今、山井委員がおっしゃったように、御遺族の方がおられる、そして死亡なさった方がおられるので、これは当然お知らせすべきだと思いますので、先ほどメーカーの方にきちんとやっていただきたいという指示を出したところでございます。

○山井委員 そうしたら、確認しますが、きょうあるいは来週早々にも御遺族の方に告知するということがよろしいですか。

○舛添国務大臣 製薬メーカーの方に指示を出しましたから、今すぐにでもできるところからやっていただく。そして、私は、申し上げましたように、大臣がお願いしたことです。こちらから言わなくても、一週間に一遍ぐらいはきちんと報告してください、これを厳しく申し上げておりますので、必ず来週報告させます。

○山井委員 それは当たり前のことではありますが、それだけではなくて、大臣、問題は、では何の死因で亡くなられたのかというのが一つ目、二番目が、いつお亡くなりになられたのかというのが二つ目、それと三つ目は、フィブリノゲンによる感染の事実を知っておられたのかということ、そして、インターフェロン治療をしていたのか否か。こういうことも当然調べて、もちろん特定されるような形ではだめですが、プライバシーに配慮をしながら、お亡くなりになられた方々の死因、死んだ時期、インターフェロン治療をされたか否か、フィブリノゲンによる感染の事実を知っていたか否か、こういうことも公表をすべきではないかと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○舛添国務大臣 山井委員のおっしゃるとおりで、私も知りたいんですね。例えば、五年前どういう状況だったのか、ちゃんと告げられて治療を受けたのか、フィブリノゲン投与というのを告げられていないのか、それは、そのお医者さんがどうだったか。私、今、このリストについての調査をさせておりますけれども、一番個人的に願っているのは、その五年前なら五年前の状況の再現をしてみたいと思っています。だから、どこかのお医者さんが、実は告げた、告げていない、そして、例えば今おっしゃったようないろいろな点について、一個一個出せばそれは大変結構だと。

ただ、そのときに、留保をつけますと、一つは、その結果を公表するかどうか。これは、やはり公表ということになると、個人を特定したりとか、御遺族の方とか、家族関係とか、いろいろあると思いますから、公表を前提とするかどうかは、ちょっと一つ置いておいて、しかし、こういうことはできるだけ調査をしてみたいと思います。それで、お医者さんが、片一方で守秘義務がかかるわけですね、それをクリアして、いや、自分はここまで言いましたということは、できるだけ私は呼びかけてみたいと思います。

やりたくないから留保ということではなくて、今のような困難な点もありますが、山井委員がおっしゃったことは、私も全く知りたい。ですから、お医者さんの中に、公表を前提とするならだめですという方がおられるかもしれません。ですから、そういう方のこと、それから、個人のプライバシーとかそういうことを十分配慮した上で、できるだけことは知りたい。したがって、これは調査したいと思います。

○山井委員 大事なことです。確認します。

もちろん私も、本人が、あるいは御遺族が特定されるようなことはよくないと思いますが、特定がされないような、プライバシーに配慮した範囲で、今言った、死因、死んだ時期、インターフェロン治療を受けたかどうか、フィブリノゲンの感染を知っていたかどうか、こういうことはプライバシーに配慮して公表するということがよろしいですね。

○舛添国務大臣 それは、山井委員、公表の仕方をどうするかで、実名、例えば、ある方がおられて、私のお母さんは亡くなっていますけれどもそれは公表して構いません、みんなのためですから、こういう事例があったんですよと公表してくださいとおっしゃってくださる方があれば、これはいいと思うんです。だけれども、そうじゃない場合に、実名でできるかということになると……（山井委員「いやいや、実名じゃないですよ」と呼ぶ）ですから、例えば、それこそイニシャルでA、B、Cとか……（山井委員「いや、イニシャルじゃなくてもいいですよ」と呼ぶ）

○茂木委員長 勝手にしないでください。

○舛添国務大臣 済みません。

したがいまして、そういうことも含めた上で、やはり公表の仕方というのが非常に難しい。これを勘案した上で、できるだけ、こういう事例であったということは明らかにしたいと思います。

○山井委員 それは、舛添大臣と半分は同感ですね。もちろん、実名を出してくれとか、イニシャルを出してくれ、そんなことは全然考えていません。

本人が特定されない形で、しかし、大臣もそこが一番知りたいとおっしゃっているように、これはもう国民的な不安でもあるわけですから、真相を隠ぺいすることになっては、これはますます不信感が高まりますから、今おっしゃったように、本人が特定されない形で公表していただきたいと思います。

それで、この議論をしていくと、舛添大臣、これは当然十一人だけの話じゃないんですね。今治療中の四十四名の方も、治療済みの方も四十四名の中に含まれています、その方々が、では、今がんになってしまっているのか、肝硬変なのか、あるいは生体肝移植までされているのか。舛添大臣がおっしゃったように、五年前だったら、もしかして生体肝移植までしなくてインターフェロンでいけたんじゃないか、そういうケースもあると思います。

先ほどの質問にも重なりますが、十一人の死亡者のみならず、四百十八人のリストの全員について、二〇〇二年のときにどういう状態だったのか、今どういう状態なのか、そして、どういう治療を受けたのか。このことを調査して、今おっしゃったように、本人が特定されない形で公表するということがよろしいですか。

○舛添国務大臣 これは、先ほどの十一人の死亡した方と同じでございませけれども、一番そこでお願ひしたいのは、医療機関、お医者さん、この人たちの協力がなければいけない。だから、私は守秘義務があります、だから一切それは知らせませんということになれば、今は、そういうことになれば、それは行けないと思います。行けないというのは、先に調査が進まない。

しかし、今はインフォームド・コンセントじゃないけれども、医者が患者に、あなたの症状はどういうことであって、どういう原因であって、しかし私は、これとこれの処方いたしますよと、それを知らせた上で、そして、エビデンスに基づいたEBM、エビデンス・ベースド・メディスンとやるのが、これはもう今の時代ですから、今この国会の場をおかりしてお願いしたいのは、ぜひ医療機関の方々、お医者さんの方々、個人情報保護ということは十分配慮いたしますので、どうか御協力いただきたい、そのことをつけ加えておきたいと思います。

○山井委員 確認ですが、四百十八人のリスト全員についても、死亡者十一人と同様の実態調査なり公表基準で公表するということがよろしいですね。

○舛添国務大臣 メーカー、医療機関の全面的な協力を賜って、その情報をできるだけ探し出して明らかにして、つまり、なぜこういうことが起こったんですかと。全く知らないまま亡くなっている方もおられるかもしれない。だから、この実態を解明するというのが二度とこういう問題を起こさないことの大前提ですから、それは心して取り組んでいきたいと思っています。

○山井委員 舛添大臣がおっしゃるように、私も言っているのは、二度と薬害を起こさない、この薬害肝炎で最後にする、そのためには、和解も大事ですけれども、真相究明がやはり欠くことができないんですよ。なぜこんなことになったのか。

きょうも、与党が肝炎対策基本法を出してくださいました。与党案で医療費助成も出してくださいました。そして、これだけ今国民が肝炎の問題に関心を持っています。今まで、職場や学校あるいは結婚、いろいろなところで肝炎の差別や偏見で苦しんでいた方が、今も厚生労働省に相談の電話をされて、きのうも二十回線やったけれども、もうパンクしているわけですね。私も実は五回電話しましたが、一回もかかりませんでした。それだけ今、多くの関心になっているんです。

でも舛添大臣、ここで私申し上げたいのは、もし二〇〇二年に告知していたら、この議論が五年前に行われていたんですよ。五年前に医療費助成が実現していたんですよ。五年前に治療ができたんですよ。今回の与党の案、民主党案も目指すところは似ておまして、今五万人しかインターフェロン治療を受けられていないのを、十万人に、二倍にする。そうすると、大体これ、精度が、有効性が上がってきたから、五万人新たに医療費助成によってインターフェロン治療を受けられたら、一年間に三万人は命が助かって完治する。五年前にやっていたら、十五万人がもう完治していたかもしれない。

そして、この五年間、訴訟で苦しみがいておられる原告の方々もおられます。失われた五年間、そして失われた五年間での命。五年間の間に、肝炎が原因で離婚された方も残念ながらあるのではないかと思います。家庭が崩壊した方もあるのではないかと思います。あるいは就職のチャンス、逃した方もあるのではないかと思います。この五年間の失われた人生、生活、家庭、これというのは本当に取り返しがつかないんですよ。だからこそ、舛添大臣もおっしゃっているように、五年前に告知していたらどうだったんだろうか。そのことの真相究明はせざるを得ないんですよ。これはやはり、和解できたからうやむやというわけにはいかないんですよ。

東京原告十三番の方はこの五年以内に亡くなってしまわれました。二〇〇二年の時点では存命をされていたんです。このリストの中にありました。その原告の妹さんから私のところに電話がありまして、山井さん、姉がリストの中に入っていましたと連絡がありましたと言うんですね。五年前に連絡してくれたらインターフェロン治療ができて生きていたかもしれないのに、この無念の思い、命を守る役所である厚生労働省が、もしかしたら国民の命や生活を見殺しにしてしまったかもしれない。これはちょっとやそっとのことじゃないと思うんです。先ほども言ったように、五年前にこの議論をしていたら十五万人が肝炎が治っていたんです。もしかしたら何百人、何千人、万という単位の人が命が救われていたかもしれないんですよ。

大臣にここで伺いたいんですが、もし五年前にリストの方々に告知をしていたら、その前にもう一つだけ言います。

なぜこんなことを言うのかというと、当時そんなことを考えなかったというふうに当時の厚生労働省の担当者はおっしゃっておられるようですが、六ページにありますように、この前の年、二〇〇一年には、クリスマシンの方々に対して、電話と手紙で連絡をして、肝炎は大丈夫ですかという告知を行っているんですね。その翌年ですから、気づかなかったというはずはあり得ないんですよ。このことを告知したら大騒動になる、薬害だと言われる、裁判で負けるんじゃないか、隠してしまえ、そうは思いたくないけれども、そういう意識が働いたのかもしれないんです。

舛添大臣、五年前に告知をしていたら救えた命があったかもしれない、そのことについて舛添大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○舛添国務大臣 今、この六ページ目の新聞記事に関連して山井委員おっしゃいましたけれども、私も全く同じ感想を持っているのは、これは平成十三年、クリスマシン、第9因子製剤、この肝炎の感染者の調査をやって、しかも告知している。何で翌年フィブリノゲンがやれないのか。だから、私、先ほど申し上げたのは、その状況を可能な限り再現してみたいと思っています。

ですから、今、相当数の役人に聞き取り調査をやる。それも内輪でやらないで、弁護士を入れる。それから、こちらにおります副大臣、政務官、つまり我々の仲間である国会議員がそこに入って、役人に任せない、そういう形で精力的に聞き取りを行っておりますけれども、私は、実はそれじゃ不足している。医療機関、お医者、できるだけ聞き取りをやってこいということで、今指示をしたところでございます。

ですから、全く問題意識は同じで、前の年にやっているのを、なぜフィブリノゲンについて、クリスマシンについてやっていてできないのか。そういうことなので、今精力的に調査をして、これは委員おっしゃるように、なぜか、なぜやらなかったのか、これがわからなければ亡くなった方々が浮かばれない。常に、やはりその家族の方も含め、患者さんは当然ですけども、家族の方々、こういう視点に立ってやるのが厚生労働行政だという原則に返って、これはきちんと調査をしたいと思っています。

今、答弁が長くなって恐縮ですけども、実は第9因子、第8因子についても、これはこの記事にあるように、十三年にやっても、しかし、やはり漏れていたり、そのとき気づかない方がおられるといけないというように思っていて、これは阿部委員がたしか時々問題提起なさってくださったこともありますので、私、きょう実は指示をしまして、フィブリノゲンだけじゃなくて、第8、第9因子の製剤についても、やり方はまたいろいろ、新聞広告とかホームページとか考えますけれども、これはもう一遍呼びかけを行ってもう一遍チェックしたい、これを先ほど指示したところでございます。

○山井委員 阿部議員のみならず高橋議員も、この第9因子と線引きしないようにということを大臣に要望されておられ、そして前向きな答弁をいただいております。まさに、大臣がおっしゃったとおりで、この真相究明なく

しては薬害の再発防止はできないんです。

そこで、大臣、調査報告書、今、調査チームが調査をして報告書をつくられますね。枝野議員の質問に対して、十月三十一日、枝野議員が、「そのチームでも刑事告発も視野に入れて宮島局長のこの不作為について調査をされるべきだと思います。」というのに対して、舛添大臣は、「すべてのことを含めて洗いざらい、今調査を既に始めております。」とおっしゃっています。

ですから、ここで改めて確認したいんですが、このように二〇〇二年の当時、患者の方々はどのような病状だったのか、そしてこの五年間、放置したことによってどういうことが起こったのかということの調査や、その当時の厚生労働省の対応というのがそれで適切だったのか。また、そのことは、残念ながら告知しても命が救われない、救われるということを知らなかったんだったらいいんですけれども、もう二〇〇二年の当時にはかなりインターフェロンの精度も上がっていましたから、告知したら救われる可能性があると思いながらそれをやらなかったとしたら、やはりこれは業務上過失致死という疑いも出てきかねないわけですが、そういうことも含めて調査チームで検証を行って、報告書でも、そういうことも含めて報告書が出てくるというふうに理解してよろしいですか。

○舛添国務大臣 そういうことも含めて、とにかく、私の表現で言えば、当時を再現してみたいというふうに思っております。

それで、今精力的に、西川副大臣を主査としてそのチームが動いております。今のところ、今月末ぐらいにはきちんとしたものを出したいと思っておりますが、ちょうどきょうは月の中間でございます。できれば来週にでも、中間報告書というような形では出せなくても、個別の名前は出せないにしても、これだけの数の役職の人について調査をいたしました、それから医療機関についてはどうです、それから当時についてわかったことはこれぐらいありますというようなことを皆さんにお知らせするべきかなというふうに今考えてはおります。

一月間何も報告しないのではなくて、例えば、役人三十人に今聞き取りをやっています、それからメーカーに対してはこういうことをやっていきますというような、それから、新しい資料が出るなら出ましたというようなことも含めて、できれば何とか来週、西川主査のまとめているところで、具体的な細かいところまでいなくても、出すことも一つの方法かというふうに思いますので、またこれは皆さん方の御意見も賜った上で決断したいと思います。

○山井委員 確認しますが、その報告書はいつまでに出来るんですか。

○舛添国務大臣 報告をスタートして一月をめどにして出すということを申し上げておりますので、十一月末までには必ず出すようにいたします。

そして、いろいろなこういう不祥事、資料が後で倉庫に眠っていたなんという組織としてはあってはならないことが起こっているわけですから、やはり国民の皆さんが厚生労働省に対して極めて不信の念を持って見ているというのは事実だと思います。したがって、そういうこともありますので、中間的に、こういうことをやりましたというのを、同時に私たちは副大臣を含め政務官も国会議員でありますから、きちんと何らかの形で皆さんにお伝えすればと思います。

○山井委員 私がこういう質問をするのは、先日ある担当者の方に、患者の方の五年前の状況とか今の病状とか、そしてなぜこういう五年間の空白ができたのか、放置になったのかというようなことも調査チームで調査しているんですかということを質問したら、その担当の方が天を仰がれて、いや、倉庫になぜ入っていたのかという管理体制について調査しておりますということを個人的にその方がおっしゃっていましたので、いや、ちょっと待ってくださいよと。まさか、報告書が出てきたら、なぜ大事なファイルが地下三階にあったのかが一カ月かけてわかりましたよとか、そういうことになったら国民みんなひっくり返ってしまいますからね。

ですから、そういうことではなくて、まさに今言ったように、五年前に告知していたらどうなっていたか、それを告知しなかったことによって患者の方がどう変わってしまったのか、なぜ当時告知をしなかったのか、そしてそのときの責任は結局だれにあるのか。

繰り返し申し上げますが、消えた年金の検証委員会の最終報告書を見てショックを受けたのは、結局、厚生労働大臣もすべて悪かった、社会保険庁長官も歴代悪かった、社保庁幹部も歴代悪かった、みんなが悪かったです、

こういうことになっているんですね。でも、これは逆に言えば、もう責任をだれもとらないということになりかねないんですね。こういうことにだけはしてほしくないと思います。

繰り返しになりますが、資料の保管体制とかじゃなくて、患者さんの実態調査、そして当時なぜ告知しなかったのか、そういうことの調査も含めて月末までに出すということでもよろしいですか。

○舛添国務大臣 そのことも含めてきちんと出したいと思います。

私が五年前のことを再現したいと申し上げたのは、あのリスト、そもそもが副作用報告書を基本としてつくったわけですね。そうすると、このフィブリノゲンを使ってかくかくしかじかの副作用が出て、こういう対処をしましたというのを製薬メーカーに上げる、それであれをもとにして、ほかのデータもあると思いますが、基本的にはそうだと。そうすると、先ほど来、十一人の方とか、亡くなった方を含めての例を委員は出されましたけれども、そのときに、お医者さん、あなたは告知をしてちゃんとおやりになりましたかということが言えたのかどうか。そういうことも含めて、少し、リストがつくられる経緯、そしてそれにどういう人がかかわり、役所がどういうふうに対応したか、だれに責任があるか、こういうことを含めてきちんとした報告書にまとめたいと思います。

○山井委員 これは、現時点では四十四事例が治療済みか治療中ということで、何と、四百十八人のうち一割ぐらいしかわかっていないんですよ。早急にこの告知の作業を急がないとだめだというふうに思っております。

しかし今回、大臣、私がびっくりしましたのは、大臣は十一名が死亡したとは知らなかったとおっしゃっているんですが、新聞には出ているんですよ。製薬会社が厚生労働省に言わなかっただけなんですね。やはり大臣、それはおかしいと思いませんか。わざと三十でくくって、住所不明と死亡者が三十、それだけ言っておいて、そして新聞社から追及されたら、実は亡くなったのは十一名ですと。やはり舛添大臣というか厚生労働省も少しなめられているんじゃないかと私は思うんですよ。

担当者の方に言いました。住所不明と亡くなった方が三十人という報告を受けて、なぜ一言お亡くなりになったのは何人だったんですかと聞き返さなかったんですかと言ったら、いや、聞き返しませんでしたと。やはり私は、こういうやりとりを聞くと本当に背筋が寒くなるんですよ。国民の命が失われているかどうかの問題なわけですよ。

そこで、御提案したいと思うんですが、やはり厚生労働省の二〇〇二年当時の担当者や一九八七年当時の担当者を、調査チームで調査をしてもらうのももちろん大事です、しかし、国会の場に参考人として来ていただいて、この場でお話を聞くべきではないか。このことは菅直人議員からも三週間前に要望しておりますが、理事会でまだ与党の賛成を得られませんが、ぜひこれは真相究明のためにも、先ほど大臣がまさにおっしゃった、亡くなられた方が真相がやみの中になったままだったら本当に浮かばれないんですよ。何でこんなことになったのか。ですから、呼ぶべきではないかということをごここで改めて提案したいと思います。

それに加えて、田辺三菱製薬についても、なぜわざと死亡者の数を舛添大臣に報告しないのか、そして遺族にも告知していない、また死因も調べていない、余りにも不誠実な態度ではないか。その意味では、一度田辺三菱製薬の社長にもこの委員会に来ていただいて、ある意味で、ぜひ告知のことも含めて、今後の対応、頑張ってくださいということの激励も含めて、参考人として来てもらうべきだと思ひ、提案をします。

また、そしてもう一つ、原告の方々にも参考人として委員会に来ていただいて、話を聞くべきではないかと私は思うんです。もしかしたら、訴訟をやっているときに原告に来てもらうのはどうかという意見があるかもしれませんが、しかし、残念ながら、過去五十回、百回も国の言い分は聞いたんですよ、責任がない、責任がないという国の言い分は嫌というほど聞き続けているんですよ。舛添大臣、一回ぐらい原告の方々に来ていただいて、原告の方々の、被害者の言い分というのも正式に聞いていいんじゃないですか。先日、舛添大臣が面会してくださって、本当に私は感謝しております。でも、やはり議事録に残るオープンな場でやるべきではないかと思ひます。

そして、最後に加えて、きょうもこういう時間をとっていただいて感謝しておりますが、和解勧告も出しました、さらに、死亡者も残念ながら明らかになってしまいました、こういうことで、私は、集中審議をやはり開くべきだというふうに、このような厚生労働省の担当者、田辺三菱製薬の社長さん、そして原告を呼んでの参考人質疑、そして集中審議を求めたいと思ひます。

一言、舛添大臣から、もちろん理事会の件ではありますが、舛添大臣からも御意見をお聞きしたいと思います。  
○舛添国務大臣 まず、委員会の運営につきましては、理事会にお任せしたいというふうに思います。

それで、田辺三菱製薬の、山井委員のこの資料の最初の三ページについていますが、私は、この日にちが書いていますように、十一月十二日付で田辺三菱製薬からこの紙をいただきました。これはもう直ちに国民に知らせるべきであるということで、しかも、一切厚生労働省の役人の手を加えちゃいけない、このまま出しなさいということで私は出させました。

そして、この三ページ目の注の三に、先ほど御指摘いただいたように、ほぼ特定できた症例のうち、直接御本人にお知らせが不可能な症例数は三十例となっておりますというので、この方はどういう理由だろうなとは思いましたけれども、やはりちゃんと問いたださなかったというのは、これは我々のミスだと思います。

しかし、それはやはり、十一人死亡なさっていたら、わかっていたら書いていてほしかったなという残念な気持ちでございますので、今後は必ず数を出してくれということは既に申し上げております。

そして、冒頭、与党の肝炎対策法案、そして民主党の法案についても言及なさいました。私は、二度とこの薬害を起こさない、そして、これはみんなの力でこの問題の解決を図りたい、そのために、訴訟もそうですし、支援策もそうありますし、それから、研究開発して、この肝炎に対する本当の、もっとすばらしい治療方法を確立する、そういうことを含めて、全力を挙げて取り組んでいきたいということを申し上げておきたいと思います。

ありがとうございます。

○山井委員 今回のことを重ねて理事会でも協議してもらいたいと思います。

○茂木委員長 山井委員の方からお申し越しのありました四件であります、これにつきましては理事会で協議をさせていただきます。

○山井委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。